

令和2年度 甲種防火管理再講習案内

消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づきで甲種防火管理再講習を次のとおり実施します。

消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者が対象となります。

講習日時

- ・ 令和 2年10月27日（火）
- ・ 受付時刻 13時00分 ～ 13時25分
- ・ 講習時間 13時30分 ～ 16時00分

講習会場

- ・ 北斗市中野通2丁目13番1号
北斗市総合文化センター かなでーる 大会議室（1階）

申込方法

- ・ 申込期間

令和 2年 9月14日（月）～ 9月25日（金）

- ・ 直接申込

申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記の場所へ申込書をご提出ください。その他、詳細は下記の連絡先へお問い合わせください。

- | | | |
|----------|------------|---------------|
| 1. 消防本部 | 消防課消防係 | 北斗市中央 2-6-6 |
| 2. 北斗消防署 | 予防課予防係 | 北斗市中央 2-6-6 |
| 3. 北斗消防署 | 北分署 予防係 | 北斗市本町 494 |
| 4. 北斗消防署 | 七重浜出張所 予防係 | 北斗市七重浜 2-37-7 |
| 5. 七飯消防署 | 予防課予防係 | 七飯町桜町 2-3-1 |
| 6. 鹿部消防署 | 予防課予防係 | 鹿部町字宮浜 286-1 |

・メール申込

申込書をダウンロードし、必要事項及び件名に「甲種防火管理再講習申込について」と入力し、下記のメールアドレスへ Excel 様式にて申込書を送付ください。

南渡島消防事務組合消防本部 消防課消防係 宛

h-shoubou@minamioshima-syoubou.jp

・甲種防火管理講習（再講習）申込書提出時に甲種防火管理講習修了証又は甲種防火管理再講習修了証の写しを添付してください。

※注意事項

南渡島消防事務組合消防本部管内（北斗市・七飯町・鹿部町）に居住の方又は事業所がある方はメール申込可能です。

上記に該当しない方は、お手数ですがお近くの消防本部又は消防署で申込書を持参し、申込を行ってください。

受講料

・受講料（テキスト代） ￥1,500

当日の受付時に受講料を徴収いたします。

（つり銭のないよう御協力をお願いいたします。）

その他

・新型コロナウイルス感染防止のため、受講者はマスク着用及び手指の消毒にご協力いただきます。

・会場は、定期的に換気及び消毒を実施し、感染防止に留意いたします。

・受付時、検温を実施いたします。その際、発熱及び体調不良がある場合には受講をご遠慮させていただく場合がございます。

・ソーシャルディスタンスの観点から、受講者が増えた場合には受講できない場合もございます。

・その他、詳細は下記の連絡先へお問い合わせください。

1. 消防本部	消防課消防係	TEL 0138-73-5130
2. 北斗消防署	予防課予防係	TEL 0138-73-3191
3. 北斗消防署	北分署 予防係	TEL 0138-77-8261
4. 北斗消防署	七重浜出張所 予防係	TEL 0138-49-4545
5. 七飯消防署	予防課予防係	TEL 0138-65-2244
6. 鹿部消防署	予防課予防係	TEL 01372-7-3331

○どんな防火対象物が対象か？

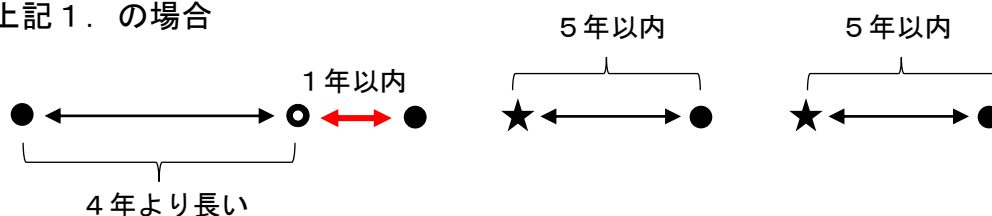
消防法施行令別表第1に掲げる(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項の防火対象物で、収容人員が300人以上のものが対象となります。

○甲種防火管理再講習の受講期限は？

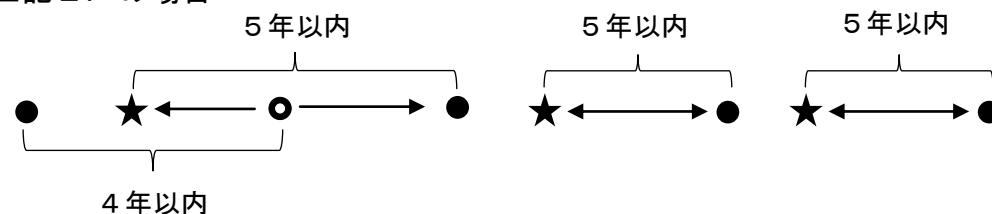
甲種防火管理再講習の受講期限については、以下の2つの場合があります。

1. 防火管理者に選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内に受講して下さい。
2. 前1以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講して下さい。

上記1. の場合



上記2. の場合



- | | |
|---|----------------------------------|
| ● | : 甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の課程を修了した日 |
| ○ | : 防火管理者に選任された日 |
| ★ | : 直近の新規講習又は再講習日以降の最初の4月1日 |